

第1部 集計結果の概要

1. はじめに —課題と構成—

(1) 本稿の課題

我が国の農業労働力は農家世帯員を主とし、農繁期に家族のみでは不足する場合に、臨時雇を雇用していた。高度成長期以降、農家世帯員の減少（出生数の減少、他出の増加、核家族化等）及び兼業化の進展による世帯員労働力の減少が進行する中で、多数の臨時雇を雇用して規模拡大を果たす農業経営がみられるようになった。さらに、畜産や園芸では、大規模化とともに経営の多角化や6次産業化に取り組むことにより周年的に雇用労働者も必要となり、年間を通して雇用される者が増加してきている。こうして、農業雇用は様々な雇用形態をとりながら、雇用者数の増加がみられるようになってきている。この結果、農業労働力に占める雇用者の割合が上昇し、雇用者がいないと農業生産を維持できない経営が増えてきており、これらの経営では雇用者確保が重要な問題となっている。

新規就農対策としてこの問題をみてみると、平成当初のバブル期に、農家世帯員の若年層で農業就業する者が非常に少なくなり、若年層の就農促進が農政の重要な課題として取り上げられようになった。当初、新規就農対策の対象は独立して自営就農する者を想定していたが、農業法人が雇用を増やす中で資金や技術等を持たない就農希望者の受入口としての雇用の役割が評価されるようになり、農業雇用者（主に正規職員）も新規就農者に含まれることとなった。その後、平成20年のリーマン・ショックによる不況期に「農の雇用事業」が開始されるなど、新規就農対策としての農業雇用者の施策は拡大してきている。以上のように、農業雇用者の確保は、新規就農対策の面からも重要な問題となっている。

一方、政府は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立など、働く者のニーズの多様化」が進む中で、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を行う「働き方改革」を、平成28年度から推進している。農林水産省も平成29年度に「農業の『働き方改革』検討会」を開催し、平成30年3月に「農業の『働き方改革』経営者向けガイド」をまとめている。

以上のように、農業雇用者確保が重要な問題となり、その労働条件等の改善も注目されているが、農業雇用者の雇用実態を把握できる統計はほとんどない。これは、厚生労働省が実施している雇用関連の統計調査のほとんどが、農林水産業を調査対象としていないためである。農林水産業も含めた雇用者の実態を定期的に調査している政府統計は、総務省「就業構造基本調査」及び総務省「労働力調査」のみである。このうち、「労働力調査」は農業雇用者の実態を分析するには調査客体数が不足しているため、本稿においては、「就業構造基本調査」を用いて分析を行った。

「就業構造基本調査」を用いる特徴として、①産業横断的な調査なので、統一的な基準に基づいて他産業と比較できること、②現在の就業の状態（年間労働日数、週間労働時間等）に加え、前職の雇用形態、産業や離職理由に係る質問項目があり、就業異動の分析ができる

こと、③我が国の雇用者の分類が、常雇・臨時雇から正規・非正規に移行する中で、それぞれの分類で分析ができること（現在は、常雇・臨時雇の分類は用いられていないが、年間労働日数を基準に捕捉可能）が掲げられる。

以上を踏まえ、本分析の課題は、以下のとおりである。

第1に、農業雇用者の特徴及びその動向を、正規・非正規別に他産業との比較から明らかにすることである。第2に、就労の実態（年間労働日数、週間労働時間等）について、農業と他産業との差異及びその動向を明らかにし、農業雇用の問題点を指摘する。第3に、農業の重要課題となっている新規就農対策と関連して、調査時から遡って1年未満に就農した雇用者の特徴を明らかにする。第4に、農業から離職した雇用者について、その動向と要因の整理を行う。

以上の分析から、農業雇用の労働条件等の問題点を指摘することで、農業雇用者の維持・確保のための課題を明らかにしたい。

なお、「就業構造基本調査」を用いた分析は、平成19年調査を中心にまとめた農林水産政策研究所(2010)『農業雇用労働力の実態－総務省「就業構造基本調査」組替集計から－』（農村活性化プロジェクト研究資料第2号）がある。本書では、前回の結果を踏まえ、以下の点についても留意した。まず、農業センサス等の調査結果との整合性を吟味することである。前回は「就業構造基本調査」のみを分析対象としていたが、農業センサスにおける農業雇用の定義に類似した分類を抽出し比較することを試みた。さらに、前回では、農家世帯員の就業実態も分析対象としていたが、雇用の動向を主に把握する本稿では、農家世帯員に関する分析は一部にとどめた。第2部で掲載した集計表には農家世帯員も含めているので、そちらを参照いただきたい。

（2）「就業構造基本調査」の概要と組替集計方法

総務省「就業構造基本調査」は、「国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的」とした統計調査であり、昭和31年からおおむね3年ごとに、昭和57年以降は5年ごとに行われている。現在のところ、最新の調査は平成29年（調査時期は平成29年10月1日現在）である。調査は、国勢調査調査区から抽出した約3万3千調査区から15戸程度の住戸を選定し、選定された住戸に居住する15歳以上の世帯員全員を対象としている（約52万世帯の15歳以上の世帯員約108万人を対象）。調査方法は、平成19年、24年の調査対象世帯で調査票に記入する方法及び調査員等質問に答える方法（一部は、インターネット回答）から、平成29年には調査対象世帯によるインターネット回答または調査員等へ調査票を提出する方法に変更されている。

なお、集計結果は単純集計ではなく、直近の国勢調査の集計結果に基づいて計算されたウエイトを調査標本全員に付与し、該当する回答者のウエイトの合計を結果としている。平成27年の15歳以上人口は約1億1千万人なので、標本には平均して100程度のウエイトが付与されている。ただし、都道府県単位の集計を行っているため、人口の少ない県でも最低限必要と考えられる標本数が得られるような設計になっている。このため、人口の少ない県では人口当たりの標本数が多くウエイトは小さく、人口の多い県では人口当たりの標本数

が少なくウエイトは大きくなる傾向がある。加えて、人口の多い都道府県の中には農業就業者数が比較的多い都道府県が含まれており、このような都道府県ではウエイトが更に高くなっている。このため、ウエイトの高い一つの回答がウエイトの低い10個以上の回答のウエイト合計を上回ることがあることに注意しておく必要がある。

ところで、「就業構造基本調査」では、一般的に考える農業雇用者とは異なるものが含まれている。その要因として、産業分類の「農業」に一般的な農業以外の事業が含まれていることと、「雇用者」と「家族従業者」の区分の方法が異なることが考えられる。

まず、「就業構造基本調査」の「農業」は、日本標準産業分類の定義に基づいており、大分類「農業、林業」の中の中分類に位置づけられている⁽¹⁾。この分類の農業の定義をみると、一般的な農業の定義に加え、植木職のような園芸サービスも含まれる⁽²⁾。「就業構造基本調査」では、より細かく産業別の状況を把握するため、小分類まで調査しているが、日本標準産業分類の小分類（五つに分類）ではなく、独自の2分類（「農業サービス除く農業」、「農業サービス」）に分けている（国勢調査も同様）。このうち、「農業サービス」の職業別雇用者は、植木職等が多く、農業従事者は少ない⁽³⁾。

「雇用者」と「家族従業者」の区分の方法である。家族経営の多かった産業（農業以外に小売業、宿泊業等）では家族経営から雇成型の経営へと転換してきており、その中で家族従業者にも雇用者と同様の就業、賃金となると、「家族従業者」と「雇用者」を区別することが難しくなる。このため、「就業構造基本調査」では、平成19年より、「家族従業者」の定義を無給の者（小遣い程度は可とし、具体的には年間収入「50万円未満の者」）に限定した。この結果、年間収入50万円を超える「家族従業者」はすべて「雇用者」に分類することとした。家族従業者の多い農業では、この定義変更の影響が大きいので、「雇用者」から「家族従業者」を分けることが必要となった。

今回の分析対象は、一般的な農業雇用者に限定するため、以上の二つの問題に対処することが必要となる。具体的には、「農業サービスを除く農業」の就業者の抽出及び「雇用者」から「家族従業者」の分離を行うことである。このような作業を行うためには、「就業構造基本調査」の個票を用いることが必要となる。このため、総務省に調査票情報の提供を申請し、当研究所で組替集計を行った。なお、二つの問題のうち、産業分類については、「農業サービスを除く農業」のみを抽出することで対応した。「雇用者」と「家族従業者」の分離については、同一世帯に農業経営者のいる世帯の「雇用者」を「家族従業者」とした⁽⁴⁾。この方法では、他の農業経営で雇用されている者も「家族従業者」とされるので、実態よりも非農家の「雇用者」が少なくなる可能性が高い。

以上のような方法により、農業の雇用者数がどの程度変化するかをみたのが、**第0表**である。「農業サービスを含む農業」と「農業サービスを除く農業」とでは、自営業主、家族従業者で大きな差はみられないが、役員、雇用者（除く役員）では差が生じており、雇用者（除く役員）では、各年ともに10万人強の差（平成29年で、農業サービスを含む農業雇用者の22%）が生じている。また、「農業サービスを除く農業」の雇用者（役員を除く）をみると、平成14年から19年にかけて急増した後、24年までは増加し、29年にかけて減少して

第0表 総務省「就業構造基本調査」における農業就業者数（男女計）

(単位：千人)

	農業サービスを含む農業				農業サービスを除く農業			
	平成14年	19年	24年	29年	14年	19年	24年	29年
総数	2,703.7	2,481.1	2,205.3	1,959.9	2,504.6	2,283.2	1,997.1	1,745.9
自営業主	1,299.1	1,167.7	1,021.1	902.1	1,241.2	1,098.2	950.7	832.9
家族従業者	1,079.1	764.6	529.8	439.9	1,067.3	755.1	521.3	431.1
役員	27.2	36.8	43.2	46.1	16.7	26.7	30.5	35.1
雇用者(除く役員)	298.3	512.0	610.0	569.3	179.4	403.2	494.7	445.0
うち農家世帯員					16.9	181.1	213.0	144.2
うち非農家					162.5	222.1	281.7	300.9

資料：総務省「就業構造基本調査」（組替集計）。

注 (1) 本分析での農家世帯員とは「農業経営主がいる世帯」の世帯員とした（以下、同じ）。

(2) 農業（農業サービスを含む）の雇用者（農家）は集計していない。

いる。これを「農家世帯員」と「非農家」に分けてみると、「農家世帯員」は平成14年から19年にかけて急増し、24～29年で大幅な減少となっている。「農家世帯員」は平成19年に「家族従業者」の定義が厳密化したことが影響して増加したものの24年～29年にかけて急減している。これは、農業経営数の減少（自営業主の減少に相当）や農家世帯員の減少によるものと考えられる。一方、「非農家」は着実に増加している。「農業サービスを除く農業」で「非農家」の雇用者に限定することにより、「就業構造基本調査」でも、国勢調査や農業センサスと同様に、農業雇用者の着実な増加が確認できるようになった。

以下では、小分類の「農業サービスを除く農業」を農業、非農家の雇用者のみを雇用者とし、農家世帯員の雇用者と家族従業者を合計したものを家族従業者とする。

(3) 本稿で用いた用語について

「就業構造基本調査」では、独特の用語を用いているので、分析の前に、主な用語について説明しておきたい。

まず、「就業者」である。「就業構造基本調査」では、15歳以上の者の就業・不就業の普段の状態（usualな状態）から、就業している者を「有業者」、就業していない者を「無業者」と定義している（国勢調査や労働力調査では月末1週間の就業・不就業（actualな状態）を調査しており、本調査と異なる。本調査では、仕事を持っているが現在は休んでいる者も「有業者」に含まれる）。なお、農業センサスでの雇用者は「過去1年間に雇用した者」であり、農業生産に投入された人数を把握するものである。

今回の分析では、「有業者のうち、「農業」という表現はわかりにくいので、「農業就業者」とした。

次に、「従業上の地位別」と「雇用形態別」である。「就業構造基本調査」では、「有業者」を、「従業上の地位別」として、自営業主（さらに、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」に分類）、「家族従業者」（自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者）、「会社などの役員」（会社の社長、取締役、監査役等）、「雇用者」（会社、個人等に雇われている者）に区分している（「会社などの役員」は「雇用者」に含まれるが、

今回の分析では、「会社などの役員」を別記し、「雇用者」は「会社などの役員」以外に限定した。また、「会社などの役員」以外の「雇用者」は、「雇用形態別」として、勤め先の呼称により七つ（「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」）に区分されている。「正規の職員、従業員」（以下では、「正規」と略す）以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」（以下では、「非正規」と略す）と表章している。

「農業」については、「農業サービスを除く農業」を「農業」とする。ただし、農業離職者については、前職の産業が「農業サービスを含む農業」しか調査していないので、これを「農業」とした。なお、「農業」との対比が明確になるよう、「総数」は「全産業」としている。

2. 農業雇用者の概要

（1）従業上の地位別就業者数の変化

農業雇用者の分析をするに当たって、就業者に占める雇用者の位置づけを、全産業との比較からみていきたい。第1表に示した従業上の地位別就業者の推移からわかるように、就業者数（平成29年）は、全産業の6,600万人に対し農業は170万人と、全産業の2.7%にすぎない。また、全産業がほぼ横ばいで推移しているのに対し、農業が減少傾向にあるため、農業の割合は低下傾向にある。従業上の地位別に農業の占める割合（平成29年）をみると、自営業主が10%以上を占めているのに対し、雇用者では0.5%にすぎない。男女別では、就業者総数では、全産業、農業ともに男性が多いのに対し、農業の雇用者では女性が多くなっている。

総数に占める割合を従業上の地位別にみると、全産業は雇用者が80%を超えているのに対し、農業は17%（平成29年）と非常に低く、依然として、家族労働力が主であることがわかる。男女別では、全産業、農業ともに、男性で自営業主の割合が高く、女性で雇用者の割合が高い。農業では、男性就業者の71%が自営業主、女性就業者の64%（平成29年）が家族従業者となっている。家族労働力の割合の高い農業では、男性が自営業主、女性が家族従業者と位置づけられている。平成19年以降の推移をみると、全産業、農業ともに、自営業主、家族従業者、役員の割合が低下し、雇用者の割合が上昇している（男女別でも同様）。農業では、雇用者の上昇ポイントが全産業のそれよりも大きい（男女計では、全産業の平成19～29年の雇用者割合は、3.6ポイント上昇しているのに対し、農業は7.5ポイント上昇）。農業の雇用者割合を男女別でみると、女性で上昇ポイントが大きい。

就業者の増減率でみると、全産業では、平成24年に減少し、29年に増加に転じている。リーマン・ショックによる不況で減少した後、景気の回復により増加に転じている。男女別では、29年の男性の伸びが低いのに対し、女性は高い。人口減少や高齢化により男性の労働供給が減少する中で、専業主婦等の無業であった女性が就業するようになった結果と考えられる。農業では減少率が高まってきており、特に、女性は2ケタの減少率が続いている。